

財形積立貯蓄保険普通保険約款

(平成 19 年 10 月 1 日制定)

(令和 8 年 5 月 2 日改正)

目次

第 1 章 総則	
第 1 条 保険契約関係者	47
第 2 章 保険金等の支払	
第 2 条 保険金の支払	47
第 3 条 死亡返戻金の支払	48
第 4 条 重度障害による保険金等の支払	48
第 5 条 死亡保険金の削減支払	48
第 3 章 責任開始	
第 6 条 責任開始の時	49
第 7 条 保険証券	49
第 4 章 保険料の払込み	
第 8 条 第 2 回以降の保険料の払込時期および猶予期間	49
第 9 条 契約の失効	49
第 10 条 勤務先等による保険料払込みの代行	50
第 11 条 未経過期間に対する保険料の払戻し	50
第 5 章 契約の解除	
第 12 条 重大事由による契約の解除	50
第 13 条 加入限度額超過による契約の解除	51
第 6 章 契約の取消しおよび無効	
第 14 条 詐欺による取消し	51
第 15 条 不法取得目的による無効	51
第 7 章 死亡保険金受取人の代表者	
第 16 条 死亡保険金受取人の代表者	51
第 8 章 契約関係者の変更	
第 17 条 住所等の変更	52
第 18 条 会社への通知による死亡保険金受取人の変更	52
第 19 条 遺言による死亡保険金受取人の変更	52
第 20 条 死亡保険金受取人の死亡	52
第 9 章 契約の変更	
第 21 条 保険期間の延長変更	53
第 22 条 保険料額の増額または減額変更	53
第 23 条 保険金額の減額変更	54
第 24 条 保険料払済契約への変更	54
第 25 条 保険料払済契約の復旧	55
第 10 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	
第 26 条 加入年齢の計算	55
第 27 条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	55
第 11 章 解約	
第 28 条 保険契約者による解約	56
第 29 条 勤労者財産形成促進法上の不適格事由等による契約の解約	56
第 30 条 保険金受取人による基本契約の存続	56
第 12 章 返戻金の支払	
第 31 条 返戻金の支払	57
第 13 章 契約者配当	
第 32 条 契約者配当金の割当て	57
第 33 条 契約者配当金の支払	57

第 14 章 譲渡禁止	
第 34 条 譲渡禁止	58
第 15 章 保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	
第 35 条 保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	58
第 16 章 保険金等の請求および支払時期等	
第 36 条 保険金等の請求および支払時期等	58
第 37 条 消滅時効の援用	59
別表 1 会社所定の感染症	60
別表 2 死亡返戻金の額	60
別表 3 重度障害の状態	60
別表 4 必要書類	61

第 1 章 総則

第 1 条 (保険契約関係者)

- (1)この保険契約の保険契約者は、勤労者財産形成促進法に規定する勤労者とします。
 (2)この保険契約の被保険者は、保険契約者と同一人とします。

第 2 章 保険金等の支払

第 2 条 (保険金の支払)

- (1)この基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間の満了前に次のいずれかに該当したとき ①責任開始時以後 ^[1] において受けた偶発的な外来の事故 ^[2] を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に死亡したとき ②責任開始時以後 ^[1] においてかかった会社所定の感染症(別表 1)を直接の原因として死亡したとき	基準保険金額 ^[3] × 2	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額 ^[3]	保険契約者 ^[4]

- (2)被保険者が次のいずれかの事由により死亡した場合には、死亡保険金を支払いません。

- ①被保険者の故意または重大な過失
- ②特定された死亡保険金受取人^[5]の故意または重大な過失
- ③被保険者の犯罪行為
- ④被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- (3)死亡保険金受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の死亡保険金受取人であるときは、会社は、死亡保険金のうち、その死亡保険金受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の積立金^[6]を保険契約者に支払います。

備考 (第 2 条)

- [1]「責任開始時以後」とは、第 6 条 (責任開始の時) の責任開始の時以後をいいます。
 [2]「偶発的な外来の事故」とは、災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由をいいます。ただし、会社所定の感染症(別表 1)は偶発的な外来の事故とはみなしません。
 [3]「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。

[4] 満期保険金受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

[5] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第18条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）または第19条（遺言による死亡保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

[6] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

第3条（死亡返戻金の支払）

被保険者が保険期間の満了前に第2条（保険金の支払）の死亡保険金の支払事由以外の事由により死亡したときは、別表2に定める額の死亡返戻金^[1]を死亡保険金受取人に支払います。

備考（第3条）

[1] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。

第4条（重度障害による保険金等の支払）

(1) 被保険者が基本契約の責任開始時以後^[1]にかかった疾病または受けた傷害により重度障害の状態（別表3）になった場合^[2]において、保険契約者からその旨の通知があったときは、その通知があった日にその疾病または傷害により被保険者が死亡したものとみなして、死亡保険金または死亡返戻金^[3]の支払の規定その他この約款の規定を適用します。

(2) 保険契約者が本条(1)の通知をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社^[4]に提出してください。

(3) 本条(1)において、保険契約者がやむを得ない事由により保険期間内に本条(1)の通知をすることができなかつたと会社が認めた場合には、その期間の末日にその通知があったものとみなします。

(4) 本条(1)は、被保険者が、被保険者または特定された死亡保険金受取人^[5]の故意により重度障害の状態（別表3）になった場合には、適用しません。

(5) 被保険者が基本契約の責任開始時前^[6]にかかった疾病により基本契約の責任開始時以後^[1]に重度障害の状態（別表3）になった場合であっても、その疾病に関して、基本契約の責任開始時前^[6]に、被保険者が次のすべてを満たすときは、被保険者が基本契約の責任開始時以後^[1]にかかった疾病により重度障害の状態（別表3）になったものとみなして、本条(1)を適用します。ただし、その疾病による症状について被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと

② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

備考（第4条）

[1] 「責任開始時以後」とは、第6条（責任開始の時）の責任開始の時以後をいいます。

[2] 責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない責任開始時以後にかかった疾病または受けた傷害を原因とする障害の状態が新たに加わって重度障害の状態（別表3）になった場合を含みます。

[3] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。

[4] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[5] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第18条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）または第19条（遺言による死亡保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

[6] 「責任開始時前」とは、第6条（責任開始の時）の責任開始の時前をいいます。

第5条（死亡保険金の削減支払）

被保険者が次のいずれかにより死亡した場合、または次の②により重度障害の状態（別表3）になった場合で、その原因により死亡または重度障害の状態（別表3）になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、積立金^[1]の額を下回ることはありません。

① 地震、噴火または津波

② 戦争その他の変乱

備考（第5条）

[1] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

第3章 責任開始

第6条（責任開始の時）

(1) 会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

申込みの承諾と保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、基本契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
② 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合	第1回保険料相当額を受け取った時

(2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約日とし、保険期間は契約日からその日を含めて計算します。

(3) 会社は、基本契約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券を保険契約者に交付します。

(4) 本条(3)の場合、保険証券は保険契約者の勤務先を経由して保険契約者に交付します。ただし、保険契約者の勤務先が事務代行団体^[1]にこの基本契約にかかる事務を委託しているときは、事務代行団体^[1]および勤務先を経由して保険契約者に交付します。

(5) 基本契約は、会社が本条(3)の保険証券を発した時に成立するものとします。

備考（第6条）

[1] 「事務代行団体」とは、勤労者財産形成促進法に規定する事務代行団体をいいます。

第7条（保険証券）

保険証券には、次の事項を記載します。

- ① 会社名
- ② 保険契約者兼被保険者の氏名
- ③ 保険金受取人の氏名または名称
- ④ 支払事由
- ⑤ 保険期間
- ⑥ 保険金の額
- ⑦ 保険料およびその払込方法
- ⑧ 契約日
- ⑨ 保険証券を作成した年月日

第4章 保険料の払込み

第8条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）

(1) 第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間は次のとおりとします。

払込時期	月ごとの契約応当日 ^[1] を含む月の1日から末日までの期間 ^[2]
猶予期間	払込時期経過後3か月目の月における月ごとの契約応当日 ^[1] の前日までの期間

(2) 第2回以降の保険料は、保険料払込期間中、第10条（勤務先等による保険料払込みの代行）にしたがい、本条(1)の払込時期内に払い込んでください。

備考（第8条）

[1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[2] 前[1]により月ごとの契約応当日がその月の翌月の1日となる場合の払込時期は、その前月の1日から末日までの期間とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、月ごとの契約応当日は3月1日となりますが、払込時期は2月1日から同月末日までの期間となります。

第9条（契約の失効）

保険契約者が保険料を払い込まないで猶予期間^[1]を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

備考（第9条）

[1] 「猶予期間」とは、第8条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）(1)の猶予期間をいいます。

第 10 条 (勤務先等による保険料払込みの代行)

- (1) 第 2 回以降の保険料は、この基本契約にかかる勤務先が保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除し、保険契約者に代わって払い込んでください。
- (2) 保険契約者の勤務先が事務代行団体^[1]にこの基本契約にかかる事務を委託している場合は、本条(1)にかかわらず、第 2 回以降の保険料は、その勤務先が保険契約者に支払う賃金から控除した保険料に相当する金額をその事務代行団体^[1]が保険契約者に代わって払い込んでください。
- (3) 保険契約者が事務代行団体^[1]との間で払込代行契約^[2]を締結している場合は、本条(1)にかかわらず、第 2 回以降の保険料は、その事務代行団体^[1]が保険契約者から保険料に相当する金額の払込みを受け、保険契約者に代わって払い込んでください。
- (4) 本条(1)から(3)により勤務先等^[3]が払い込んだ金額は、財形貯蓄取扱依頼書^[4]または覚書^[5]に基づいてその勤務先等^[3]から会社^[6]に払い込まれた時に、この基本契約の保険料として、会社に払い込まれたものとします。

備考 (第 10 条)

- [1] 「事務代行団体」とは、勤労者財産形成促進法に規定する事務代行団体をいいます。
- [2] 「払込代行契約」とは、勤労者財産形成促進法に規定する払込代行契約をいいます。
- [3] 「勤務先等」とは、勤務先または事務代行団体をいいます。
- [4] 「財形貯蓄取扱依頼書」とは、この基本契約にかかる事務の取扱いに関する事項を記載したものであって、勤務先等が会社に提出したものをいいます。
- [5] 「覚書」とは、財形貯蓄取扱依頼書の提出に代えて、この基本契約にかかる事務の取扱いに関し勤務先等と会社との間で交換したものをいいます。
- [6] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第 11 条 (未経過期間に対する保険料の払戻し)

保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日^[1]以降の期間に対する保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、払い戻す保険料を死亡保険金または死亡返戻金^[2]と同時に支払う場合は、死亡保険金受取人に払い戻します。

- ① 基本契約の消滅
- ② 保険料額の減額変更
- ③ 保険金額の減額変更
- ④ 保険料払済契約への変更

備考 (第 11 条)

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [2] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含まれません。

第 5 章 契約の解除

第 12 条 (重大事由による契約の解除)

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致^[1]をした場合
 - ② この基本契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為^[2]があった場合
 - ③ 保険契約者または保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 反社会的勢力^[3]に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力^[3]に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力^[3]を不当に利用していると認められること
 - エ. 死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力^[3]がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力^[3]と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ④ 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない①②③の事由と同等の重大な事由がある場合

- (2)会社は、本条(1)の事由がある場合には、保険金の支払事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由について、会社は、その保険金^[4]を支払いません。また、すでにその保険金^[4]の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
- (3)本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4)本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、保険金受取人またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (5)第31条(返戻金の支払)にかかわらず、本条(1)③により基本契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の死亡保険金受取人に対して本条(2)を適用し死亡保険金を支払わないときは、基本契約のうち支払われない死亡保険金に対する部分については第31条(返戻金の支払)を適用し、その部分に対する返戻金を保険契約者に支払います。

備考(第12条)

- [1]「事故招致」には、未遂を含みます。
- [2]「詐欺行為」には、未遂を含みます。
- [3]「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- [4]本条(1)③のみに該当した場合で、本条(1)③ア. からオ. までの該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の死亡保険金受取人であるときは、死亡保険金のうち、その死亡保険金受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。

第13条(加入限度額超過による契約の解除)

- (1)会社は、保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が、加入限度額^[1]を超える場合^[2]には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。
- (2)本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3)本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、保険金受取人またはその法定代理人に対する通知により行います。

備考(第13条)

- [1]「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険料の額をいいます。
- [2]「加入限度額を超える場合」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険料の額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

第6章 契約の取消しおよび無効

第14条(詐欺による取消し)

保険契約者または保険金受取人の詐欺により基本契約の締結が行われたときは、会社は、その基本契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第15条(不法取得目的による無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、基本契約の締結を行ったときは、その基本契約は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第7章 死亡保険金受取人の代表者

第16条(死亡保険金受取人の代表者)

- (1)基本契約について死亡保険金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2)死亡保険金受取人が本条(1)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類(別表4)を会社^[1]に提出してください。
- (3)本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、その基本契約について死亡保険金受取人の1人に対して会社がした行為は、他の死亡保険金受取人に対しても、その効力を有します。

備考(第16条)

- [1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第8章 契約関係者の変更

第17条 (住所等の変更)

- (1) 保険契約者が住所または氏名を変更したときは、会社^[1]に届け出てください。
- (2) 本条(1)の住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

備考 (第17条)

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第18条 (会社への通知による死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約者は、死亡保険金または死亡返戻金^[1]の支払事由が発生するまでは、会社^[2]に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が死亡保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、死亡保険金受取人を変更することができません。
- (2) 保険契約者が本条(1)の通知をしようとするときは、必要書類(別表4)を会社^[2]に提出してください。
- (3) 本条(1)の通知が会社^[2]に到達した場合には、死亡保険金受取人はその通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、その通知が会社^[2]に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金または死亡返戻金^[1]を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金または死亡返戻金^[1]の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

備考 (第18条)

[1] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。

[2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第19条 (遺言による死亡保険金受取人の変更)

- (1) 第18条(会社への通知による死亡保険金受取人の変更)に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金または死亡返戻金^[1]の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (2) 本条(1)による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社^[2]に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- (3) 保険契約者の相続人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類(別表4)を会社^[2]に提出してください。

備考 (第19条)

[1] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。

[2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第20条 (死亡保険金受取人の死亡)

- (1) 死亡保険金受取人が死亡保険金または死亡返戻金^[1]の支払事由の発生以前に死亡したときは、死亡保険金受取人は次のとおりとします。^[2]

保険金等	保険金受取人
死亡保険金または死亡返戻金 ^[1]	被保険者の遺族
重度障害による保険金等 ^[3]	被保険者

- (2) 本条(1)の遺族は、次のとおりとします。

順位	被保険者の遺族
①	被保険者の配偶者 ^[4]
②	被保険者の子
③	被保険者の父母
④	被保険者の孫
⑤	被保険者の祖父母
⑥	被保険者の兄弟姉妹
⑦	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた者
⑧	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた者

- (3)胎児である子または孫は、本条(2)の適用については、すでに生まれたものとみなします。
- (4)本条(3)は、胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には適用しません。
- (5)本条(2)の遺族が2人以上いるときは、本条(2)の順位が先の者を本条(1)の死亡保険金受取人とします。
- (6)遺族であって故意に被保険者、本条(2)の順位が先の者または同じ者を死亡させた者は、本条(1)の死亡保険金受取人となることができません。
- (7)本条(1)の死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (8)本条(7)により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条(7)により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- (9)本条(5)(7)(8)により死亡保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

備考(第20条)

- [1]「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。
- [2]保険契約申込書に死亡保険金受取人の記載がなく特定されていないときも、本条(1)の者を死亡保険金受取人とします。
- [3]「重度障害による保険金等」とは、死亡保険金または死亡返戻金のうち第4条(重度障害による保険金等の支払)(1)により死亡保険金または死亡返戻金の支払の規定その他この約款の規定が適用されるものをいいます。
- [4]「配偶者」には、法律上の婚姻関係がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第9章 契約の変更

第21条(保険期間の延長変更)

- (1)保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後は、保険期間を延長するための変更^[1]を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額^[2]を変更します。
- (2)保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
- ①保険料払済契約に変更されているとき^[3]
 - ②保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が加入限度額^[4]を超えるとき^[5]
 - ③基本契約の契約日において、被保険者の年齢が会社の定める加入年齢の範囲外のため変更後の基本契約に加入できないとき
- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表4)を会社^[6]に提出してください。
- (4)本条(1)の場合において、被保険者が本条(1)の変更の請求前において受けた偶発的な外来の事故^[7]を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡し、またはその請求前においてかかった会社所定の感染症(別表1)を直接の原因として死亡したときは、その変更の効力は生じないものとします。

備考(第21条)

- [1]「保険期間を延長するための変更」とは、変更後の基本契約の保険期間が変更前の基本契約の保険期間を上回ることとなる、基本契約の契約日における会社の定める契約種類のいずれかに変更することをいいます。
- [2]「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。
- [3]保険料払済契約への変更の請求をし、その変更の効力が生じていないものを含みます。
- [4]「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険料の額をいいます。
- [5]「加入限度額を超えるとき」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険料の額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [6]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [7]「偶発的な外来の事故」とは、災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由をいいます。ただし、会社所定の感染症(別表1)は偶発的な外来の事故とはみなしません。

第22条(保険料額の増額または減額変更)

- (1)保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後は、保険料額を増額または減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額^[1]を変更します。
- (2)保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
- ①保険料額が1000円の倍数とならないとき
 - ②保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が加入限度額^[2]を超えるとき^[3]
 - ③変更後の基準保険金額^[1]が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表4)を会社^[4]に提出してください。

- (4)本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[5]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[5]に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[6]に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日にその効力を生じます。
- (5)本条(4)の場合において、保険料額を増額するための変更にあつては、被保険者がその変更の効力発生後にその変更の請求前において受けた偶発的な外来の事故^[7]を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡し、またはその請求前においてかかった会社所定の感染症(別表1)を直接の原因として死亡したときは、本条(1)のその変更は効力を生じません。
- (6)本条(1)の場合において、保険金額を減額するための変更の請求をした基本契約にあつては、本条(1)にかかわらず、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過する前であっても、保険料額を増額するための変更を請求することができます。

備考(第22条)

- [1]「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。
- [2]「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険料の額をいいます。
- [3]「加入限度額を超えるとき」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険料の額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [4]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [5]「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [6]「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。
- [7]「偶発的な外来の事故」とは、災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由をいいます。ただし、会社所定の感染症(別表1)は偶発的な外来の事故とはみなしません。

第23条(保険金額の減額変更)

- (1)保険契約者は、保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、保険料額を変更します。
- (2)保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
- ①減額後の基本契約の基準保険金額^[1]が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
 - ②変更後の保険料額が1000円の倍数とならないとき
- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表4)を会社^[2]に提出してください。
- (4)本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[3]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[3]に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[4]に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日にその効力を生じます。
- (5)本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に保険金または返戻金の支払事由が発生した場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考(第23条)

- [1]「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。
- [2]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3]「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [4]「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

第24条(保険料払済契約への変更)

- (1)保険契約者は、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額^[1]を変更します。
- (2)保険契約者は、変更前の基本契約に対する未払保険料の額が積立金^[2]の額以上であるときは、本条(1)の変更を請求することはできません。
- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表4)を会社^[3]に提出してください。
- (4)本条(1)の場合、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込む必要がありません。
- (5)本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[4]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[4]に変更の請求があった場合は、その時に効力を生じます。

備考(第24条)

- [1]「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。

[2]「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

[3]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[4]「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第25条（保険料払済契約の復旧）

(1)保険料払済契約に変更した基本契約においては、保険契約者は、保険料払済契約の復旧^[1]を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額^[2]を変更します。

(2)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社^[3]に提出してください。

(3)本条(1)の場合、変更後の基準保険金額^[2]が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないときは、本条(1)の請求に併せて、変更後の基準保険金額^[2]を基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額以上の額とする保険料額を増額するための変更の請求をしてください。

(4)本条(1)の請求があった場合、保険料払済契約に変更した日以後本条(1)の変更の効力発生日を含む月の前月までに払込時期^[4]が到来した保険料については、これを払い込む必要がありません。

(5)本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[5]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[5]に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[6]に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日にその効力を生じます。

(6)本条(5)の場合において、被保険者がその変更の効力発生日にその変更の請求前において受けた偶発的な外来の事故^[7]を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡し、またはその請求前においてかかった会社所定の感染症（別表1）を直接の原因として死亡したときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。

備考（第25条）

[1]「保険料払済契約の復旧」とは、保険料払済契約に変更した基本契約を再度保険料の払込みをする基本契約にする変更をいいます。

[2]「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

[3]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[4]「払込時期」とは、第8条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）の払込時期をいいます。

[5]「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[6]「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

[7]「偶発的な外来の事故」とは、災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由をいいます。ただし、会社所定の感染症（別表1）は偶発的な外来の事故とはみなしません。

第10章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第26条（加入年齢の計算）

(1)基本契約の契約日における被保険者の年齢は、満年齢により計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。

(2)基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日^[1]に、本条(1)の年齢に毎年1歳ずつを加えて計算します。

備考（第26条）

[1]「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

第27条（年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い）

保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、会社は、その基本契約を取り消すことができるものとし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいて基本契約を締結したものとして、会社の定める計算方法により、基準保険金額^[1]を変更します。

備考（第27条）

[1]「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

第11章 解約

第28条（保険契約者による解約）

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日^[2]に効力を生じます。ただし、次のいずれかに該当する場合はその時に、保険期間の満了直前^[3]に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日にその効力を生じます。
- ① 月ごとの契約応当日^[2]に解約の通知があったとき
 - ② 保険料払済契約に変更した後に解約の通知があったとき
- (4) 月ごとの契約応当日^[2]以外の日に解約の通知があった場合において、本条(3)により解約の効力が生じる前に保険金または返戻金の支払事由が発生した場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考（第28条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

第29条（勤労者財産形成促進法上の不適格事由等による契約の解約）

次の不適格事由等に該当するときは、次のとおり保険契約者から第28条（保険契約者による解約）(1)による解約の通知があったものとします。

不適格事由等	解約の通知があったものとする時
① 保険契約者が勤労者財産形成促進法に規定する勤労者に該当しないこととなったとき ^[1]	勤労者に該当しないこととなった時
② 勤務先が財形積立貯蓄保険の基本契約にかかる事務を廃止したとき	その旨の届出があった時
③ 保険料払済契約に変更した基本契約 ^[2] について、その保険料払済契約への変更の効力の発生した日から2年を経過する前に保険料払済契約の復旧の請求がなかったとき	その2年を経過した時

備考（第29条）

- [1] 転任または退職した場合を除きます。
- [2] 変更後の基準保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るものに限り、ます。

第30条（保険金受取人による基本契約の存続）

- (1) 債権者等^[1]による基本契約の解約は、解約の通知が会社^[2]に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時において次のすべてを満たす死亡保険金受取人または重度障害による保険金受取人^[3]が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社^[2]に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等^[1]に支払うべき金額を債権者等^[1]に支払い、かつ会社^[2]にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- ① 保険契約者の親族であること
 - ② 保険契約者でないこと
- (3) 本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条(1)の解約の通知が会社^[2]に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条(2)により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条(2)の金額を債権者等^[1]に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等^[1]に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

備考（第30条）

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「重度障害による保険金受取人」とは、死亡保険金受取人のうち第4条（重度障害による保険金等の支払）(1)により死亡保険金または死亡返戻金の支払の規定その他この約款の規定が適用される場合の死亡保険金受取人をいいます。

第12章 返戻金の支払

第31条 (返戻金の支払)

(1) 次のいずれかの場合において、返戻金があるときは、保険契約者に支払います。

- ① 基本契約の解除
- ② 第28条 (保険契約者による解約) の解約の通知
- ③ 基本契約の失効
- ④ 保険金額の減額変更の請求
- ⑤ 死亡保険金の免責事由^[1]の該当

(2) 本条(1)の返戻金の額は、会社の定める計算方法により、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。ただし、本条(1)⑤の場合は、積立金^[2]の額とします。

備考 (第31条)

[1] 「免責事由」とは、第2条 (保険金の支払) (2)の事由をいいます。

[2] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

第13章 契約者配当

第32条 (契約者配当金の割当て)

(1) 会社は、会社の定める計算方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、毎事業年度末に、会社の定める計算方法により、その事業年度末に効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。

(2) 本条(1)のほか、基本契約の契約日からその日を含めて会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定める計算方法により、契約者配当準備金の中から、契約者配当金を割り当てることがあります。

第33条 (契約者配当金の支払)

(1) 第32条 (契約者配当金の割当て) (1)により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の月ごとの契約応当日^[1]に効力を有する基本契約^[2]に限り、その月ごとの契約応当日^{[1][3]}から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。

(2) 第32条 (契約者配当金の割当て) (1)により割り当てた契約者配当金のうち、本条(1)に該当しなかった契約者配当金^[4]は、契約者配当準備金に繰り入れます。

(3) 次のいずれかの事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金^[5]を支払います。ただし、②の場合に死亡保険金または死亡返戻金^[6]を支払うときは死亡保険金受取人に支払います。

- ① 保険期間の満了
- ② 被保険者の死亡
- ③ 基本契約の解除
- ④ 第28条 (保険契約者による解約) の解約の通知
- ⑤ 基本契約の失効
- ⑥ 保険金額の減額変更の請求

(4) 本条(3)⑥の事由が生じたことにより支払う契約者配当金の額は、基準保険金額^[7]のうち減額した基準保険金額^[7]の割合によって計算します。

(5) 第32条 (契約者配当金の割当て) (2)により割り当てた契約者配当金は、会社の定める方法により計算して支払います。

備考 (第33条)

[1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[2] 次の基本契約を除きます。

(1) 月ごとの契約応当日に基本契約の解除または第28条 (保険契約者による解約) の解約の通知があった基本契約

(2) 月ごとの契約応当日に保険金額の減額変更の請求のあった基本契約のうち減額部分

[3] 基本契約の契約日からその日を含めて1年を経過しないときは最初の年ごとの契約応当日とします。

[4] 第32条 (契約者配当金の割当て) (1)により割り当てを行った事業年度末またはその翌事業年度中に保険期間の満了する基本契約に対して割り当てたもののうち、本条(3)①に該当したことにより支払うものを除きます。

[5] 本条(3)の「契約者配当金」には、本条(3)の事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。

[6] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。

[7] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額 (その額が変更されている場合は変更後の額) をいいます。

第 14 章 譲渡禁止

第 34 条 (譲渡禁止)

保険契約者または保険金受取人は、保険金、返戻金または契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第 15 章 保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い

第 35 条 (保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い)

保険金等^[1]を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料等^[2]があるときは、その支払金額から差し引きます。

備考 (第 35 条)

[1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。

- (1) 死亡保険金
- (2) 満期保険金
- (3) 返戻金
- (4) 契約者配当金
- (5) 払い戻す保険料

[2] 「未払保険料等」とは、次のものをいいます。

- (1) 未払保険料
- (2) 次により会社が返還を受けるべき返戻金（返戻金と同時に支払った契約者配当金その他の金額を含みます。）
 - ① 第 23 条（保険金額の減額変更）(5)
 - ② 第 28 条（保険契約者による解約）(4)
- (3) その他会社が弁済を受けるべき金額

第 16 章 保険金等の請求および支払時期等

第 36 条 (保険金等の請求および支払時期等)

- (1) 保険金受取人は、死亡保険金または死亡返戻金^[1]の支払事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社^[2]に通知してください。
- (2) 保険契約者または保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表 4）を会社^[2]に提出して保険金等^[3]を請求してください。
- (3) 保険金等^[3]は、本条 (2) の必要書類が会社^[2]に到着した日の翌日からその日を含めて 5 営業日以内に、会社^[2]で支払います。
- (4) 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までには会社^[2]に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認^[4]を行います。この場合には、本条 (3) にかかわらず、保険金等^[3]を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社^[2]に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とし、会社は、保険金等^[3]を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
① 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
② 保険金の免責事由 ^[5] に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②に定める事項、第 12 条（重大事由による契約の解除）(1) ③ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは保険金受取人の基本契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- (5) 本条 (4) の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条 (3)(4) にかかわらず、保険金等^[3]を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社^[2]に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180 日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等^[3]を請求した者にその旨を通知します。

- ① 本条 (4) ②③に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180 日
- ② 本条 (4) に定める事項に関し、保険契約者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180 日
- ③ 本条 (4) に定める事項についての日本国外における調査 180 日

(6)本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者または保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^[6]は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等^[3]の支払は行いません。

(7)会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

備考(第36条)

[1]「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。

[2]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[3]「保険金等」とは、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。

[4]「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。

[5]「免責事由」とは、第2条(保険金の支払)(2)の事由をいいます。

[6]会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第37条(消滅時効の援用)

保険金等^[1]の支払を請求する権利を行使することができる時から3年間行使しないことにより消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

備考(第37条)

[1]「保険金等」とは、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。

別表1 会社所定の感染症

会社所定の感染症は、次のとおりとします。

- (1) エボラ出血熱
- (2) クリミア・コンゴ出血熱
- (3) 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限ります。）
- (4) 痘そう
- (5) ペスト
- (6) マールブルグ病
- (7) ラッサ熱
- (8) 急性灰白髄炎
- (9) コレラ
- (10) 細菌性赤痢
- (11) ジフテリア
- (12) 腸チフス
- (13) パラチフス

別表2 死亡返戻金の額

死亡返戻金の額は、次の金額とします。

$$\text{（基準保険金額}^{[1]}\text{）} \times \frac{\text{（契約日から死亡の日までの経過期間）}}{\text{（保険期間）}}$$

（注）保険期間および基本契約の契約日から被保険者の死亡の日までの経過期間は、月を単位として計算し、1か月に満たない端数があるときは、その端数は切り上げます。

備考（別表2）

[1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

別表3 重度障害の状態

重度障害の状態は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

対象となる重度障害の状態	備考
1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失ったものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
4 両上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。 (2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの	(3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
6 両上肢の用を全く永久に失ったもの	(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。

7	1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの
8	1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢の用を全く永久に失ったもの
9	1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの
10	1 上肢および1 下肢の用を全く永久に失ったもの
11	両下肢を足関節以上で失ったもの
12	1 下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1 下肢の用を全く永久に失ったもの
13	両下肢の用を全く永久に失ったもの

別表4 必要書類

(1)保険金の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要書類は、次のとおりとします。

① 保険金または死亡返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払（第2条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 会社所定の医師の死亡証明書 4 死亡保険金受取人の戸籍抄本 5 被保険者の死亡が偶発的な外来の事故または会社所定の感染症によるものであることを証明できる書類 6 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券
満期保険金の支払（第2条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 保険契約者の戸籍抄本 4 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 5 保険証券
死亡返戻金の支払（第3条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 会社所定の医師の死亡証明書 4 死亡保険金受取人の戸籍抄本 5 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
重度障害による保険金等の支払（第4条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 死亡保険金受取人の戸籍抄本 3 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券

②その他

項目	提出する者	必要書類
重度障害の通知（第4条(1)関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の身体障害が偶発的な外来の事故または会社所定の感染症によるものであるときは、これらの事実を証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
未経過期間に対する保険料の払戻し（第11条関係）	保険契約者または死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
死亡保険金受取人の代表者の指定または変更（第16条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
会社への通知による死亡保険金受取人の変更（第18条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
遺言による死亡保険金受取人の変更（第19条関係）	保険契約者の相続人	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の戸籍抄本 3 保険契約者の遺言書 4 保険証券
契約の変更（第21条－第25条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による解約（第28条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険金受取人による基本契約の存続（第30条関係）	保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
返戻金の支払（第31条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約者配当金の支払（第33条関係）	保険契約者または死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

- (2)会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- (3)(1)の書類のうち、契約の変更および解約にかかるものは、勤務先を経由して会社に提出してください。
- (4)勤務先が事務代行団体に基本契約にかかる事務を委託している場合は、(3)の書類は勤務先および事務代行団体を經由して会社に提出してください。
- (5)保険契約者が事務代行団体との間で払込代行契約を締結している場合は、(3)の書類は事務代行団体を經由して会社に提出してください。
- (6)会社は、(1)(2)(3)(4)(5)の書類の提出について、書面に代えて会社所定の電磁的方法^[1]により提出することを認めることがあります。

備考（別表4）

[1]「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。